

共済掛金の引下げ措置

- 近年、農作物被害が低水準であることから、多くの共済団体に積立金が蓄積されており、毎年無事戻しが行われている。
- そこで、平成23年度から、共済団体の保有する積立金の水準に応じて、共済掛金の引下げを行うことにより、農家負担を軽減しつつ、国庫負担の軽減を図っている。

共済団体分の共済掛金の引下げ措置（平成23年度～）

積立金の水準	引下げ幅
法定水準の2倍以上	1／2カット
法定水準の1.5～2倍	1／3カット
法定水準の1.25～1.5倍	1／5カット
法定水準の1.25倍未満	カットは行わない

上記のほか、法定水準を割り込んでいる場合は、安全率を付加する。

農作物共済及び園芸施設共済における積立金等の推移

○農作物共済

(単位:千円)

	連合会		組合等		合計	
	積立金	繰越不足金	積立金	繰越不足金	積立金	繰越不足金
平成23年度末	81,221,204	0	131,884,517	1,702	213,105,721	1,702
平成24年度末	81,949,044	0	131,097,974	0	213,047,018	0
平成25年度末	73,838,838	0	133,534,834	0	207,373,672	0
平成26年度末	64,160,388	0	143,354,207	0	207,514,595	0
平成27年度末	58,766,629	0	147,850,732	0	206,617,361	0
平成28年度末	41,435,109	0	160,550,591	0	201,985,699	0

○園芸施設共済

(単位:千円)

	連合会		組合等		合計	
	積立金	繰越不足金	積立金	繰越不足金	積立金	繰越不足金
平成23年度末	19,921,866	1,029,428	5,752,164	220,041	25,674,031	1,249,469
平成24年度末	20,248,338	0	5,892,337	1,153,891	26,140,675	1,153,891
平成25年度末	19,491,815	0	5,433,729	1,219,483	24,925,543	1,219,483
平成26年度末	15,241,496	0	12,667,462	1,177,511	27,908,958	1,177,511
平成27年度末	15,100,356	0	13,980,208	1,124,535	29,080,564	1,124,535
平成28年度末	11,385,234	0	19,430,372	910,580	30,815,606	910,580

(備考) 1. 独立行政法人農林漁業信用基金「農業共済財務主要統計」により作成。

2. 各年度の当期剰余金処分(不足金処理)後の数値。

農作物共済及び園芸施設共済における無事戻しの実施状況

(単位:千円)

	農作物共済	園芸施設共済
平成23年度	3,693,256	667,257
平成24年度	3,048,186	510,063
平成25年度	4,409,133	486,529
平成26年度	3,215,112	427,858
平成27年度	2,985,396	601,137
平成28年度	2,582,536	562,947

(備考)農林水産省調べによる。

積立金の水準別の組合等数の推移(水稻)

(単位:組合等)

				今回（29年度）			
				2 倍未満	2 倍以上		
					2 ～ 3 倍	3 ～ 5 倍	5 倍以上
積立金の水準 （法定水準の倍数）							
前々回（23年度）	2 倍以上	5 倍以上	76	0	1	10	65
		3 ～ 5 倍	66	2	10	32	22
		2 ～ 3 倍	45	7	23	11	4
	2 倍未満		66	30	25	11	0
計			253	39	59	64	91

(備考) 組合の合併等があった場合は、合併前の組合等でカウント。

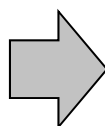
共済掛金の引下げ措置の変更ルール(案)

現行

積立金の水準	引下げ幅
法定水準の 2倍以上	1／2 カット
法定水準の 1.5～2倍	1／3 カット
法定水準の 1.25～1.5倍	1／5 カット
法定水準の 1.25倍未満	カットは 行わない

変更(案)

積立金の水準	引下げ幅
<u>法定水準の 5倍以上</u>	<u>4／5 カット</u>
<u>法定水準の 3～5倍</u>	<u>2／3 カット</u>
<u>法定水準の 2～3倍</u>	<u>1／2 カット</u>
法定水準の 1.5～2倍	1／3 カット
法定水準の 1.25～1.5倍	1／5 カット
法定水準の 1.25倍未満	カットは 行わない



上記のほか、法定水準を割り込んでいる場合は、安全率を付加する。

(注1) 上記のほか、法定水準を割り込んでいる場合は、安全率を付加する。

(注2) 掛金引下げ後の積立金の水準が法定水準を割り込む場合は、引下げ幅を1段階下げる。

共済掛金の引下げ措置の対象組合等数

積立金の水準 〔法定水準の 倍数〕	引下げ幅	対象組合等数		対象都道府県数
		農作物共済		園芸施設共済
		水稻	陸稲	
5以上	4／5 カット	55	10	0
3～5	2／3 カット	33	0	0
2～3	1／2 カット	27	0	0
1. 5～2	1／3 カット	8	0	0
1. 25～1. 5	1／5 カット	4	0	0
1～1. 25	カットは 行わない	6	0	0
1未満		6	0	47
計		139	10	47

(備考) 対象組合等数は現時点(12月13日現在)のものであり、平成29年1月(予定)に告示する料率の対象組合等数とは異なる場合がある。